

祝 敬老会

9月20日(祝)
午前の会=10時30分~正午(開場=10時) 午後の会=2時30分~4時(開場=2時)
いずみホール※荒天中止

→高齢福祉課 ☎ (042) 321-1301

高齢者の方の敬老と長寿を祝って開催いたします。

対 9月15日時点で75歳以上の市内在住の方

内 式典・演芸(「鶴岡雅義と東京ロマンチカ」のコンサート、変面チンミンさんの中国古典劇) **¥無料** **定**各150人※全席指定

申 右の申込書のコピーまたははがきに、必要事項を記入のうえ8月6日(金)までに郵送(必着)または直接〒185-0024泉町2-3-8(いずみプラザ内)高齢福祉課へ※応募多数の場合抽選。申込書1枚につき2人まで申し込み可。全席指定になりますので、3人以上で参加したい場合は、申込書をホチキスなどでまとめてください(4人まで可)

注 申し込み状況により午前・午後の希望に沿えない場合があります/抽選の有無に関わらず、入場券は9月上旬に郵送します/介護者の同伴が必要な方は申し込み時にご連絡ください/申込書に記入いただいた情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健所への情報提供等の連絡に使用場合があります。なお、情報は市が保管したのち責任を持って破棄します



▲変面チンミンさんの中国古典劇



▶鶴岡雅義と東京ロマンチカ

敬老会〔9月20日(祝)〕参加申込書
【対象】市内在住75歳以上の方 締切=8月6日(金)(必着)

氏名①	ふりがな	住所	国分寺市
希望時間	午前の部	午後の部	電話番号
氏名②	ふりがな	住所	国分寺市
希望時間	午前の部	午後の部	電話番号

市表彰候補者を募集

毎年11月3日(祝)に、市の公共の福祉の増進に尽くした方や技能が極めて優れている方を表彰しています。受賞者は市表彰審査委員会の審査を経て決定します。

①市表彰候補者の推薦

- 推薦基準を満たし、次のいずれかに該当する方
 - 市の発展に尽くし、市政に関する公務を助け、その業績が顕著な方
 - 市の教育・文化・スポーツの向上に尽くし、その業績が顕著な方
 - 徳行が特に優れ、他の模範としてふさわしい方
 - そのほか市の公益に関して、特に業績が顕著な方

②技能功労部門候補者の推薦(経営者団体・産業団体等※個人可)

- 市内に5年以上居住し、同一職種に係る30年以上の実務経験と職種に係る資格を有している9月1日時点で満50歳以上で、次のいずれかに該当する方
 - 技能が極めて優れている方
 - 技能を通じて後進の指導育成に努め、技術水準の向上に著しい功績を収めた方
 - 技能を通じて作業の改善に努め、生産性の向上に著しく寄与した方
 - 技能を通じて文化財等の保存に貢献した方

①②共通事項

- 推薦基準・推薦書記布①秘書課②経済課(市役所第3庁舎)で
※自治会などの団体には7月中旬頃郵送予定/市HPからダウンロード可
- 7月15日(木)~8月16日(月)に、推薦書を郵送(消印有効)または直接〒185-8501①秘書課②経済課(市役所第3庁舎)へ

→秘書課(内425) / 経済課(内396)

後期高齢者医療制度

保険料賦課決定通知書を郵送

→保険年金課(内319)

今年度の後期高齢者医療保険料賦課決定通知書を8月上旬に郵送します。

この保険料は、令和2年中の所得を基に計算しています。被保険者1人当たりの保険料の計算方法は右表1のとおりです。右表2の①②の方は保険料を軽減しています。保険料の納付方法は、原則年金引落とし(特別徴収)です。年金天引きができない方は納付書で、また、希望する方は口座振替で納付が可能です。詳しくは通知書に同封している案内をご覧ください。

注 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。これに伴い、所得税の確定申告書・市都民税申告書の内容が、令和3年度保険料の当初賦課決定通知書等への反映に間に合わない場合があります。申告書の内容が確認でき次第、保険料額変更などの処理を行います

表1 被保険者1人当たりの保険料の計算方法

均等割額 被保険者1人当たり 44,100円	+	所得割額 賦課の基となる所得金額(※1) ×都の所得割率 8.72%	=	年額保険料 (限度額64万円)
------------------------------	---	--	---	--------------------

(※1) 前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額※雑損失の繰越控除額は控除しない

表2 保険料の軽減

①所得の低い方

○均等割額の軽減

総所得金額等(※2)の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(28.5万円×被保険者数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(52万円×被保険者数)以下	2割

(※2) 同世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額。65歳以上(令和3年1月1日時点)の方の公的年金所得に関しては、その所得からさらに高齢者特別控除額(15万円)を控除

○所得割額の軽減

賦課の基となる所得金額	年金収入のみで他の所得がない場合	軽減割合
15万円以下	年金収入168万円以下	5割
20万円以下	年金収入173万円以下	2.5割

②会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方

- 対 後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方
- 軽減割合均等割額=5割(加入から2年を経過する月までの期間)
- 所得割額=全額